### 第5部 共通事項

### 1 館長の非常勤

県立美術館と博物館の館長は、県立図書館とは異なり、非常勤であり、それぞれの分野の専門家に委嘱している。それぞれ勤務日については、「福島県立美術館非常勤館長の身分等に関する要綱」により16日以内、「福島県立博物館非常勤館長の身分等に関する要綱」により4日以内と定められている。

平成18年度の勤務実績は以下のとおりである。

(単位 日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
美術館	13	10	12	10	12	13	12	13	10	13	12	12	142
博物館	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3	45

#### 【意見】

県立美術館と博物館の業務は、以下のとおり条例で規定されている。これらの 業務の実施に際しては、組織のトップとして館長が職員を指揮することが必要で ある

# 福島県立美術館条例

### (業務)

第3条 美術館において行う業務は、次のとおりとする。

- 1 美術品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- 2 美術に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 3 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

# 福島県立博物館条例

#### (業務)

第3条 博物館において行う業務は、次のとおりとする。

- 1 歴史、考古、民俗、美術工芸、自然等に関する実物、標本、模写、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料を収集し、保管し、及び展示すること。
- 2 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 3 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- 4 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- 5 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

また、「福島県立美術館条例施行規則」及び「福島県立博物館条例施行規則」から館長の主な業務を抜き出すと以下のとおりである。

臨時に休館し、または臨時に開館できる

開館時間を臨時に変更できる

年間観覧者に年間観覧券を交付する

普通観覧料について免除する

観覧料の免除を承認したときは、観覧料免除承認書を交付する

観覧料の全部又は一部を返還する

なお、文化三館の館長(「教育機関の長」)の事務決裁関係については、以下のと おり規定されている。

# 福島県教育庁教育事務所等事務決裁規程

(専決)

- 第4条 教育機関の長は、次に掲げる事項を専決することができる。
  - 1 所属職員の事務分担の決定に関すること。
  - 2 当該教育機関の長及び所属職員の旅行命令に関すること。
  - 3 当該教育機関に置かれる附属機関の委員の旅行命令に関すること。
  - 4 証人等の旅行の依頼に関すること。
  - 5 所属職員の特殊勤務の実績の確認に関すること。
  - 6 当該教育機関の長及び所属職員の扶養手当の認定、寒冷地手当の世帯等の認 定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定及び改定に関すること。
  - 7 当該教育機関の長及び所属職員に係る児童手当の認定に関すること。
  - 8 当該教育機関及び附属する施設の利用及び管理運営に関して、必要な事項を定めること。
  - 9 福島県情報公開条例の規定に基づく公文書の開示等に係る事務で次に掲げるものに関すること。
    - ア 公文書開示請求書の受理及び進達
    - イ 定例的な公文書の開示の請求に対する決定
  - 10 福島県個人情報保護条例の規定に基づく個人情報の保護に係る事務で次に 掲げるものに関すること。
    - ア 個人情報取扱事務の登録
    - イ 自己情報開示請求書の受理
    - ウ 定型的な自己情報の開示の請求に対する決定
    - エ 自己情報訂正請求書の受理

- オ 定例的な自己情報の訂正の請求に対する決定
- カ 自己情報取扱是正申出書の受理
- キ 自己情報の取扱の是正の申出に対する処理
- 11 前各号に定めるもののほか、軽易な事項の処理に関すること。

(代決)

第6条 所長が不在なときは、主務次長(当該事務を整理する次長をいう。)がそ の事務を代決することができる。

(代決の制限)

第7条 前条の規定により代決することのできる事務は、急施を要するものに限る ものとする。

(後閲)

第8条 代決した事務は、定例又は軽易なものを除き、後閲を受けなければならない。

(準用)

第9条 前三条の規定は、教育機関の長の代決に準用する。

以上館長の業務を示したが、その内容は多岐に渡る。館長の業務は、定例的な事務処理の他に、館のトップとして的確な判断及びリーダーシップが求められるものがあることは言うまでもない。特に学芸員への専門的な指導、助言については、一般行政職である副館長が行うことは難しい。現況においては、館長は非常勤であり、美術館は週3日、博物館は週1日程度の勤務となっており、館の運営状況を把握し、的確な判断を下すことは容易なことではない。

よって、現況のように各分野の第一人者と言われる人を非常勤館長として迎える 場合については、館長をサポートする体制を整備する必要がある。

具体的には、副館長については、行政職ではなく美術の専門家(学芸員、美術の教員)を充てる、決裁関係については、副館長の代決という形ではなく、あらかじめ館長決裁区分のものを副館長決裁に整理しておくこと等が考えられる。

### 2 観覧料等の指定金融機関への払込み

県の機関においては、財務規則第63条第1項により、収入は収納した当日に指定金融機関に振り込むことが原則になっている。

ただし、県立美術館及び博物館のように指定金融機関の営業日でない日に、業務を行い収入がある機関については、同条第2項及び第3項により特例が認められている。

(現金等の指定金融機関等への払込み)

- 第63条 出納機関は、現金又は証券を収納し、又はその引継ぎを受けたときは、 別段の定めがある場合を除くほか、現金等納付書により、その日のうちに指定金 融機関に払い込まなければならない。ただし、・・・。
- 2 前項の規定にかかわらず、会計管理者が指定する出納機関にあっては、収納し、 若しくは引継ぎを受けた日の翌日に又は・・・にまとめて払い込むことができる。
- 3 前二項に規定する払い込むべき日が休日等(会計管理者が指定する出納機関にあっては、休日等又は当該出納機関の属する公所が執務を行わない日)に当たるときは、前二項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を払い込むべき日とする。

上記の規定により、美術館及び博物館の観覧料等については、以下のとおり指定 金融機関への振込を行っている。

収入日	振込日
火曜日	水曜日
水曜日	木曜日
木曜日	金曜日
金、土、日曜日	火曜日
休日等	翌日

具体的な事務の流れは以下のとおりである

閉館後に受付から現金とチケットを受領 事務室において、現金とチケットを照合

確認後に現金を金庫に保管

翌日(金、土、日曜日は火曜日)に指定金融機関に入金

よって、観覧収入がある場合は、指定金融機関の営業日以外(土、日、休日等)は毎日、指定金融機関へ赴き入金することになる。現実には、観覧料がゼロの日はないので、火~金曜日(月曜日は両館とも休館)は毎日、事務職員が指定金融機関に行っている。

次ページに平成18年度の指定金融機関への振込の実績を示した。

(単位 円、回)

			左記のうち	左記のうち				
	年間現金収	振込回数	10 万円以内	1 万円以内	平均振込額	最高振込額	最低振込額	主な収入内
	λ		の振込回数	の振込回数				容
美術館	32,472,495	173	98	24	187,702	1,525,880	3,490	観覧料等
博物館	16,572,955	197	159	41	84,127	1,681,180	2,860	観覧料等
図書館	7,280	29	29	29	251	1,720	20	複写料金

### 【意見】

入金に際しては、事務職員が公用車で指定金融機関へ出向いており、当然その分については、人件費、ガソリン代をはじめとするコストが掛かっている。 また、現金を持ち歩くことから一定の危険もある。

上記の表から判断すると、美術館及び博物館においては、かなりの頻度で職員が指定金融機関に出向いていることが分かる。両館とも、財務規則に則り適正に指定金融機関への振込をしているが、費用対効果の点から考えると、

現金残が10万円を超えるときに払い込みをする 入金する日を一週間に1回(休館明けの火曜日)にする といった特例を設けることを提言したい。

#### 3 観覧料免除

美術館、博物館の観覧料については、免除の規定が以下のとおり設けられている。

# 福島県立美術館条例福島県立博物館条例

(観覧料の免除)

第4条 知事は、公益上の必要が認められるときは、規則で定めるところにより、 観覧料の全部又は一部を免除することができる。

# 福島県立美術館条例施行規則福島県立博物館条例施行規則

(観覧料の免除及びその手続)

第4条 館長は、条例第5条の規定により、次の表の上欄に掲げる場合における普通観覧料について、同表の下欄に掲げる額を免除するものとする。

į	普通観覧料を免除する場合	免除する額
i	1 大学生(これに準ずる者として福	条例別表に定める普通観覧料の額の全
1	島県教育委員会教育長が別に定める	額
į	者を含む。)及びその引率者並びに	

高校生、中学生及び小学生(これら	
に準ずる者として教育長が別に定め	
る者を含む。)の引率者が、学校教	
育に基づく活動として観覧すると	
き。	
2 県又は市町村が主催する講習会、	条例別表に定める普通観覧料の額の
講座等の活動として観覧するとき。	100分の50に相当する額(引率者
	にあっては全額)
3 国民の祝日に関する法律第2条に	条例別表に定める普通観覧料の額の全
定めるこどもの日、敬老の日及び文	額
化の日に観覧するとき。	
4 知事の発行する外国人留学生文化	条例別表に定める普通観覧料の額の全
施設等無料観覧証の交付を受けてい	額
る者が観覧するとき。	
5 その他免除することが公益上適当	教育長が別に定める額
と認めるとき。	

# 障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例

### (使用料の免除)

第2条 障害者基本法第2条に規定する障害者のうち次に掲げる者及び当該免除 対象障害者の介護のため現に同伴する者のうち規則で定める者が別表の上欄に 掲げる公の施設を使用するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわら ず、それぞれ同表の下欄に掲げる使用料を免除する。ただし、当該公の施設の使 用が貸切り使用の場合においては、当該公の施設を使用する者の半数以上が免除 対象障害者であるときに限り、当該使用料を免除する。

両館において、免除の申請が必要なケースは、主に以下の2つであるが、 小学生~高校生の引率者、大学生及びその引率者が学校教育に基づく活動として 観覧

(福島県立美術館条例施行規則第4条第1項の表の第1号、福島県立博物館条例施行規則第4条第1項の表の第1号)県、市町村が主催する講習会、講座等の活動として観覧(福島県立美術館条例施行規則第4条第1項の表の第2号、福島県立博物館条例施行規則第4条第1項の表の第2号)

この場合は、以下のとおり事前に申請する必要がある。

福島県立美術館条例施行規則福島県立博物館条例施行規則

(観覧料の免除及びその手続)

第4条・・・

2 観覧料の免除を受けようとする者は、前項の表の第1号又は第2号に該当する場合にあっては観覧しようとする日の3日前まで、・・・に観覧料免除申請書(第2号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

つまり、観覧料の免除を受けようとする者は、観覧日の3日前までに申請書に必要 事項を記入して提出しなければならない。

以下に、平成18年度における免除実績を示した。

美術館・・・1件(個人5名、免除金額1,300円、時期:5月)

博物館

(単位件、人、円)

	\		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	件数	效	45	74	155	26	9	103	81	22	4	1	4		524
		個人	14	41	41	6		54	30	3	1		4		194
第 1 号	人数	団体	209	446	853	199	74	494	443	75	10	19	13		2,835
		計	223	487	894	205	74	548	473	78	11	19	17		3,029
	金客	頁	47,530	104,320	189,790	43,350	15,540	117,780	100,830	16,530	2,360	3,990	3,770		645,790
	件数	效		2		3	1	2	9	1		1			19
		個人		17				10	16						43
第 2 号	人 数	団体		28		89	12	59	355	40		50			633
		計		45		89	12	69	371	40		50			676
	金客	頂	_	5,150		9,345	1,260	7,495	39,355	4,200		5,250			72,055
									•						

第1号の免除額は、観覧料の全額(個人=260円、団体=210円)

第2号の免除額は、観覧料の100分の50(個人=130円、団体=105円)

件数 543 計 人数 3,705 金額 717,845

平成18年度の実績は、美術館においては教員引率で1件の5名、博物館においては、543件の3,705名であった。修学旅行の時期(5、6月、9、10月)に時期に集中している。

#### 【意見】

観覧料の免除を受けようとする者は、事前に所定の申請書を入手して、必要事項を記入した上で観覧日の3日前までに館に提出しなければならないが、免除する金額もそれほど多くない中で、利用者及び館側の不便や手間を何とも思わないことは、効率思想の欠如と考える。また、博物館法には以下のような規程があり、

#### (博物館の事業)

第3条 博物館は前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね左に掲げる 事業を行う。

1

~

1 0

2 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の 向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

この趣旨からしても、利用者及び行政の双方にとって、煩雑な免除手続を行う必要があるか疑問である。事前に申請書を提出させるのではなく、観覧時に身分証明書を提示するといった簡便な方法の導入をぜひ検討していただきたい。

なお、先に示した平成18年度の免除実績においては、両館の間に大きな差があったが、来館者の数、構成に多少の違いはあるとしても、両館の性質、根拠規程及び事務手続は類似しており、このような著しい違いが生じることは普通考えられない。

監査の結果、美術館の運営において以下の問題点があることが原因であると考えられる。

原因:そもそも利用者に対して免除制度の周知が不十分である

実際に、美術館のパンフレット及びホームページを確認したところ、免除に触れている箇所は全くなかった。これに対して博物館は、パンフレット及びホームページに免除制度に係る説明、申請書の様式が掲載されている。

一部のケースを除いては利用者から免除申請書の提出がなければ当然、観覧料を 免除することはできないが、相手方から申請のあった分を処理するだけではなく、 免除制度を県民に対して分かりやすく PR することも美術館の業務に含まれる。 現状においては、利用者の視点に立っていないと言うことができる。

美術館においては、まず、自分たちの業務、役割を改めて認識し直し、先に述べた問題を早期に是正する必要がある。

#### 【指摘】

博物館のホームページに掲載されていた免除申請書の「記載要領」において「観覧日の1週間前までに返信用封筒(切手貼付・宛先明記)同封のうえ、郵送してください(FAX不可)。申請期限が厳守されない場合、承認できないこともありますので、あらかじめご了承ください。」との記載があったが、条例施行規則上は「観覧しようとする日の3日前まで」であり、運用において関連規程との相違があった。

事情としては、観覧者数に応じた解説員(非常勤嘱託員)を勤務させるためには、 事前に勤務日の調整が必要であり、条例施行規則で規定されている3日前ではなく 1週間前を提出期限としているとのことであった。

博物館からの説明では、処理が間に合う場合は、3日前でも受付して処理しているとのことであった。

免除制度と解説員の勤務日調整は別問題であり、条例施行規則に則った運用が望まれる。

# 4 人的要素が大部分を占める委託契約

以下に美術館における受付等業務委託の契約金額の推移を示した。平成18年度 まではA社を相手方として随意契約により契約を締結していたが、平成19年度に おいては、指名競争入札によりB社が落札することになった。

(単位 円、日)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
業者	A社	A社	A社	B社
契約額(税込)	33,977,790	33,600,000	37,726,500	23,940,000
契約額 (税抜)	32,359,800	32,000,000	35,930,000	22,280,000
企画展の日数	137	134	224	147

平成18年度においては、企画展の日数が多かったことから契約額が大きくなっている。

上記の契約金額の推移からは、指名競争入札を導入した結果、平成19年度の契約額は、平成18年度のそれと比較して約37%低下している。企画展の日数が減っていること(常設展の日数は毎年度ほぼ同じ)を差し引いても、大幅に低下していることが分かる。

本業務委託の主な内容を、仕様書から抜粋すると以下のとおりであり、その性質は全て原材料、機材を伴わない人的サービスである。

チケット売場での受付・案内業務 常設及び企画展示室受付業務 展示室での監視業務

#### 観覧券の発売業務補助

#### 図録等販売業務補助

仕様書においては、従事者の条件として以下を定めている。

心身健康で明朗な者で、短大卒業又はこれと同等以上の学力と見識を有する者であること。

素行が良好で美術品の品位を損なう恐れがない者であること。

美術館業務に理解と関心を有する者であること。

責任体制を明確にするため、経験知識と統率力のある者を業務主任者として2名選任し、契約期間中常時配置する。

#### 【意見】

受付等業務委託の内容は、その大部分が人的サービスであり、業者に支払われる委託料は、業者の取分を除けばほとんどが従事者の給料となる。

平成19年度に指名競争入札を導入した結果、契約金額が大幅に低下したことを先に述べたが、通常に考えれば業者から従事者に支払われる給料も低下することになる。工事請負契約のような人的要素の他に原材料、機材等の物的要素を伴う場合は、安値で原材料等を調達する等の余地があるが、本件のような人的要素が大部分を占める委託契約については、そのような余地がなく、契約金額の低下がダイレクトに従事者の給料に影響することが考えられる。さらに業者間の競争が激化すれば、最低賃金に触れるような事態が起きる可能性も否定できない。

人的サービスが大部分を占める委託契約については、最低賃金に触れるような 極端な安値入札つまり従事者の著しい待遇悪化を回避し、委託契約の質を確保す るため、公共工事と同様に最低制限価格を導入することを検討すべきと考える。

また、美術館の受付等業務委託は、単純労務ではなく一定の専門的知識を要するものであるとすれば、性質上競争入札に馴染まないものとして随意契約、そのサービスを4月1日から提供しなければならないことを考慮すれば、複数年契約(債務負担行為による複数年契約、長期継続契約(債務負担行為によらない))での締結も視野に入れるべきであると考える。福島県においては、長期継続契約できる契約について「福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」において、以下のとおり規定している。

# 福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する長期 継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- 1 一般の事務の用に供する電子計算機、複写機その他の機器(当該電子計算機 において使用するソフトウェアを含む。)を借り入れる契約
- 2 前号に規定する機器の保守点検に必要な役務の提供を受ける契約
- 3 庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約

他自治体においては、長期継続契約できる契約として上記の3つの他に、施設の管理業務(清掃、人的警備等)を含めているところもあるが、この場合、美術館の受付等業務委託のような契約も長期継続契約の対象とすることが可能である。福島県においても、4月1日からそのサービスを提供しなければならない施設の管理業務については、長期継続契約の対象とすることを検討すべきであると考える。

### 5 行政財産使用料の免除

美術館及び博物館においては、利用者及び職員が利用するレストラン(民間事業者)が入っている。両館とも事業者から行政財産使用料(いわゆる家賃)と管理経費(光熱費等の実費分)を徴収している。

使用料については「行政財産の使用許可基準」で規定された所定の算式で求められる。

美術館、博物館のレストランに係る使用料等 (単位 円、%、m²)

	美術館	博物館		
使用料(減免適用前)	2,596,568	1,122,252		
減免率	60	60		
減免後使用料	1,038,627	448,901		
減免後使用料(月当たり)	86,522	37,408		
使用許可面積	174.67	80		
営業時間	10:00 ~ 20:00	10:00 ~ 17:00		

美術館及び博物館のレストランについては、次ページに示した「行政財産の使用許可基準」の「2 県の職員又は学生若しくは生徒、入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生の用に供するとき」に該当するとして60%の減免を行っている。

# 2 使用料の免除

条例第3条に規定する使用料の免除は、次表に定めるところによるものとする。

	使用の目的	免除の限度
	1 県職員(教職員及び警察職員を含む。)の組 織する消費組合、労働団体、互助団体、共済組	10/10以内
県行	合その他これらに類する団体又は法人が、その 事務事業に供するとき	
県行政の側からの必要性	2 県の職員又は学生若しくは生徒、入院患者等 県の施設を使用する者の福利厚生の用に供す るとき	10/10以内
0 必 要 性	3 県の施設の用に供される専用電柱及び専用 設備の用に供する場合	10/10以内
	4 県の事務事業の推進に密接に関連する、社会 福祉、教育研究等の営利を目的としない社会一 般の福祉に寄与する事業の用に供するとき	10/10以内
公益的	5 他の地方公共団体その他の公共団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するとき(利益をあげない場合に限る。)	10/10以内
公益的見地からの必要性	6 公共的団体その他の団体が、社会福祉、教育研究等の営利を目的としない社会一般の福祉 に寄与する事業の用に供するとき	5 / 1 0 以内
必要性	7 公共的団体その他の団体が、文化、体育等の活動で一時使用するとき(利益をあげない場合に限る)	10/10以内
当該行政財産	8 使用許可の相手方が、当該行政財産の維持又は保存の費用(管理経費は除く。)の全部又は 一部を負担しているとき	
該行政財産に係る関連性	9 使用許可の相手方が、当該行政財産を寄付 し、又はその取得の費用の全部若しくは一部を 負担しているとき	寄付し、又は負担した 額の範囲内の額(ただ し、取得後20年を経 過した場合を除く。)

基準によれば免除率については、10/10以内とされているが、個別案件に対する 具体的な率は示されていない。

教育庁で作成した使用許可の書類によれば、減免率を60%とした根拠は以下のとおりである。

#### 美術館

美術館、図書館の周囲に飲食店が少なく、また、来館者が館内で休憩、歓談できる場所が必要であることから、来館者へのサービスのために軽食喫茶営業は必要である。

館内での軽食喫茶は休館日には営業できず、客層は美術館、図書館来館者が大部分であると思われる。

設置者である県教委としても館内軽食喫茶営業を必要としており、行政財産使用料については以上の理由から<u>業者の経営についても勘案し</u>、6割減免としてきたところである。

このため、行政財産の使用許可基準 2-2 (免除の限度 10/10 以内)に基づき、使用料の6割を減免することとしたい。

#### 博物館

博物館の周囲に飲食店が少なく、また、博物館の来館者が館内で休憩、歓談できる場所が必要であることから、来館者へのサービスのために軽食喫茶営業は必要である。

館内での軽食喫茶は休館日には営業できず、客層は博物館が大部分であると思われる。

設置者である県教委としても館内軽食喫茶営業を必要としており、行政財産使用料については以上の理由から<u>業者の経営についても勘案し</u>、6割減免としてきたところである。

このため、行政財産の使用許可基準 2-2 (免除の限度 10/10 以内)に基づき、使用料の6割を減免することとしたい。

両館とも同じ理由による免除であるが、どのような理由により60%とされたかは全く示されていない。

### 【意見】

両館とも開館以来、減免率を60%としていたが、その具体的な理由、算出根拠が示されていない。教育庁での許可書類によれば「業者の経営についても勘案し」

との記載があるが、実際には経営状況の分析はされておらず、理由としては成り立 たないと考える。

県全体でかなりの行政財産使用料の免除があることを考慮すると、案件毎に調査、分析を行って免除率を決めることは事務手続上煩雑で非効率であり、そうであれば例えば、条例及び規則等でケース毎に一定の減免率をあらかじめ決める方法もあると考える。

また、県の使用料の額は、条例で定められることになっているが、実態として本件のように任意に減免率を設定できることは、現行制度の不備と考える。

#### 6 指定管理者制度

指定管理者制度とは、「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に代行させる 仕組みであり、そのための地方自治法の一部改正が平成15年9月に行われた。自 治体の施設サービスは、従来、公社や公共的団体等にその委託先が限定されてきた が、住民ニーズに対応した効率的運営を図るためには民間事業者の能力やノウハウ を幅広く活用することが有効と考えられたことにより、これまでの管理委託制度か ら、民間の会社法人、NPO、ボランティア団体など施設管理者を広く公募する本制 度に切り換えられることになった。

福島県においては、平成18年度から本格的に導入され、文化関係の施設では、福島県文化センター、ふくしま海洋科学館、福島県文化財センター白河館等で実績がある。これらの施設においては、実際に、営業日数、利用時間帯、受付時間の拡大等の実施でサービス向上が図られている。

なお、県は平成16年10月に策定(平成19年2月改訂)した「アウトソーシング実行計画」において、文化三館について管理運営等の在り方等の検討をすべき施設と位置付けており、所管する教育委員会においては、指定管理者制度も含め検討の段階である。

#### 【意見】

文化施設については、自治体が責任を持って直営で管理すべきとの意見や、文化に費用対効果の考え方を導入することは馴染まないとの議論もあり、導入に際しては解決すべき課題が多いと思われるが、制度導入のメリット、デメリットの比較、 先進事例の検証等を行い、引き続き検討をしていく必要があると考える。